

個人情報処理規定

(個人情報保護に関する 2016 年 4 月 27 日付欧州連合規定第 679 番第 13 条「GDPR」)

一般データ保護規定で制定された条項に則り、情報管理者は、個人情報処理実施に関する以下の情報を情報対象者に提供します。

情報管理者	
会社名	Alps South Europe S.R.O.
付加価値税登録番号/納税番号	CZ 017 414 11/ CZ 017 414 11
所在地	Božkovské náměstí 17/21 - 32600 Plzeň - Czech Republic
電話 電子メール 認証済み電子メール	+420 377 223 127, info@easyliner.eu
法的代表者	Fabio Vendraminetto
GDPR に制定されたデータ対象者の権利行使を申請し、いかなる場合でも同意を撤回するときはデータ管理者にその由を送信することが可能です。	

データ対象者の分類	
データ対象者の分類一覧表	顧客

処理方法			
顧客			
目的	顧客との契約管理、管理上の条件と義務、情報管理者の権利の行使、半場及びマーケティング活動		
法的根拠	契約の履行、法的に正当な関与		
同意の随意/必須別	契約の履行や法的に正当な関与にまつわる法的根拠に則って収集・使用されるデータについては、同意は必要ありません。(GDPR 第6条のf)		
付与の随意/必須別	上述の個人情報の付与がない場合は、該当の契約の履行が不可能となります。上述の個人情報の付与は任意ですが、データ管理者が提供するサービスの履行には必要です。		
データ受信者の分類	<p>対象者のデータは法的義務または以下にあげる第三者との間に締結された契約を実行するための運営上の理由だけのために開示されます。</p> <p>売掛金回収、法に基づいて通達が義務化されている主体。特定の要請を処理し完了するために、Alps は第3社のプロバイダーを利用する場合があります。その際、個人情報が送付されることがあります。同意することで Alps に許可したものとみなします。データは、要請を満たすためだけに通達されます。個人情報を受信した外部プロバイダーがこの情報を他の目的で使用することはありません。</p>		
保存期間	<table border="1"> <tr> <td>一般データ</td> <td>情報管理者は、上記の目的を遵守するために必要な期間または現行の法令及び税務措置により課せられた期間、個人情報を保存するものとします。</td> </tr> </table>	一般データ	情報管理者は、上記の目的を遵守するために必要な期間または現行の法令及び税務措置により課せられた期間、個人情報を保存するものとします。
一般データ	情報管理者は、上記の目的を遵守するために必要な期間または現行の法令及び税務措置により課せられた期間、個人情報を保存するものとします。		

目的の要項		
個人情報処理は以下の目的のために実施されます。		
同意を必要としない目的	目的	法的根拠
	顧客との契約管理	契約の履行
	運営条件と義務	契約の履行
	情報管理者の権利の行使	情報管理者が権利を行使する正当な関心
	販売およびマーケティング活動	顧客が予想する再度のコンタクト頻度と均衡のとれた、情報管理者が顧客にコンタクトを取る正当な関心
<p>契約に関連する活動の履行および指定の法的義務の順守に関する必要性のために収集・利用されるデータについて、同意は必要ありません。上述の個人情報の開示がない場合は、該当の契約の履行が不可能となります。情報管理者の正当な関心に基づき収集・利用されるデータについて、同意は必要ありません（GDPR 第6条のf）。上述の個人情報の開示は任意ですが、データ管理者が提供するサービスの履行には必要です。該当するデータの開示を拒否する場合、要求されたサービスの全てまたは一部が供給できなくなることがあります。</p>		

データ対象者の権利 (GDPR 第15条から第22条、第13条)	
アクセス権	データ対象者は、GDPR 第15条の付与に基づき、管理者に対し自らの個人情報にアクセスすることを要求する権利を有するものとします。
訂正権	データ対象者は、GDPR 第16条の付与に基づき、管理者に対し自らの個人情報の訂正を要求する権利を有するものとします。
削除権	データ対象者は、GDPR 第17条の付与に基づき、管理者に対し自らの個人情報の削除を要求する権利を有するものとします。
処理限定権	データ対象者は、GDPR 第18条の付与に基づき、管理者に対し自らの個人情報の処理限定を要求する権利を有するものとします。
拒否権	データ対象者は、GDPR 第21条の付与に基づき、自らの個人情報の処理を拒否する権利を有するものとします。
追記	データ対象者は、上級管轄機関（例：イタリア個人情報保護官など）に訴えることもできます。

情報管理者は、適切とみなされ、現行法により義務化された場合、いかなる時でも自らの判断のみに基づきこの規定を改訂する権利を有するものとします。この事項に関し変更がある場合、ユーザーには適宜告知するものとします。